

国、愛知県、岩倉市の取組／基本理念／計画の性格／計画の期間		
タイトル	現行の内容	改訂版の文案（変更部分のみ掲載）
(1) 国内・世界の動き	<p>(略)</p> <p>さらにこの後、男女共同参画社会の実現に向け、2000年（平成12年）に男女共同参画基本計画、2005年（平成17年）に「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。この間、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の施行、2002年（平成14年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の完全施行、2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」の成立などが進んでいます。</p> <p><u>しかし、「少子・高齢社会の進展と人口減少社会の到来」「経済の低迷と閉塞感の高まり」「非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大」などの社会・経済情勢の変化の中、男女共同参画は必ずしも十分に進んでいるとはいえ、国際連合が毎年公表してきたジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の2009年（平成21年）の数値によると、日本は109か国中57位にとどまっています。このような情勢の中で、2010年（平成22年）に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。</u></p>	<p>(略)</p> <p>さらにこの後、男女共同参画社会の実現に向け、2000年（平成12年）に男女共同参画基本計画、2005年（平成17年）に「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。この間、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の施行、2002年（平成14年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の完全施行、2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」の成立が進み、2010年（平成22年）に「第3次男女共同参画基本計画」、2015年（平成27年）に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。また、2015年（平成27年）9月に、女性が職業生活dにおいて、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という）」が施行されるなど、女性の活躍推進に向けた動きが拡大しています。</p>
(2) 愛知県の動き	<p>(略)</p> <p>21世紀に入り、2001年（平成13年）には『あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～』が策定され、2002年（平成14年）には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。『あいち男女共同参画プラン21』については、その後の社会経済情勢の変化等に対応するため、2006年（平成18年）に改定され、新たに取り組むべき課題の設定をはじめ、数値目標項目の拡大、目標数値の引上げを行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組の一層の推進が図られています。2010年度（平成22年度）には、『あいち男女共同参画プラン21』が改訂され、『あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～』が策定されました。</p>	<p>(略)</p> <p>21世紀に入り、2001年（平成13年）には『あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～』が策定され、2002年（平成14年）には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。『あいち男女共同参画プラン21』については、その後の社会経済情勢の変化等に対応するため、2006年（平成18年）に改定され、新たに取り組むべき課題の設定をはじめ、数値目標項目の拡大、目標数値の引上げを行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組の一層の推進が図られています。2010年度（平成22年度）には、『あいち男女共同参画プラン21』が改訂され、『あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～』、2016年（平成28年）には新たに『あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～』が策定されました。</p>
(3) 岩倉市の取組	<p>(略)</p>	<p>(略)（新規追加）</p> <p>2016年度（平成28年度）から男女共同参画業務を総務部協働推進課が所管することとなり、おおむね中間年であることから基本計画を見直すこととし、改訂版を策定しました。</p>
3 計画の性格	<p>(略)</p>	<p>(略)（新規追加）</p> <p>なお、基本目標Ⅲ及びⅣは、女性活躍推進法第6条に基づく推進計画として位置付けられます。</p>
4 計画の期間	<p>本計画は2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間を計画期間としますが、男女共同参画に関する社会状況の変化を勘案し、おおむね5年をめぐりに内容の見直しを行います。</p>	<p>本計画は2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間を計画期間としますが、男女共同参画に関する社会状況の変化を勘案し、おおむね中間年である2016年度（平成28年度）に改訂版を策定し、2017年度（平成29年度）から2020年度（平成32年度）までの4年間を改訂後の計画期間としています。</p>
5 計画の体系		<p>(新規追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標Ⅲ、Ⅳ 『女性活躍推進法第6条に基づく推進計画』に位置付け</li> <li>取り組むべき施策のタイトルの変更（女性に対する暴力の相談体制の充実→根絶）</li> <li>ページ数の変更</li> </ul>

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

基本目標 I 男女が尊重しあう意識改革を進める				
1 男女共同参画社会に対する理解の促進				
施策	現行の内容	総合計画との整合	改訂版の文案（変更部分のみ掲載）	該当する課
(1) 啓発活動の推進	○固定的な性別役割分担意識を是正し、男女共同参画社会の実現に向けて、情報の収集・提供・発信、広報紙やホームページ等による啓発活動を推進します。 ○学校等との協力や男女共同参画フォーラム・セミナーなどを通して、男女共同参画に関する啓発活動を実施します。	特になし	特になし	生涯学習課 協働推進課
(2) 学校教育を通じた男女共同参画社会への理解	○幼少期からあらゆる教育活動の場において、性別にとらわれず子どもの個性や能力・適性などを大切にされた教育が行われるよう、学校等と協力して男女共同参画についての教育を推進します。 ○男女が将来にわたって健康状態や性差に応じた適切な自己管理ができるよう、健康教育や性教育を推進します。 ○互いの人間性を尊重し、命の大切さを認めあう心を育てる教育を推進します。 ○男女平等観に立った教育が推進できるよう教職員の意識改革を進め、学級運営等の改善に努めます。	特になし	特になし	学校教育課
2 男女共同参画社会に向けた市民活動の支援				
(1) 生涯を通じた学習機会の提供	○多様なテーマに対応するため市の関係部署との連携を図りながら、生涯学習活動を通じて男女共同参画に関する学習機会を積極的に導入します。 ○男女がともに精神的、経済的に自立し、日常生活においても自立していけるよう、ライフステージに応じた様々な学習機会を提供するとともに、その内容の充実に努めます。 ○男女ともに積極的に学習に参加できるよう、託児付き講座など学習環境の整備に努めます。	特になし	特になし	生涯学習課
(2) 地域における市民活動への支援	○男女共同参画に関する市民活動による取組を支援し、市民と行政の協働を促進します。 ○市民活動団体やグループ活動の活性化のため、リーダーの資質向上と育成、研究機会の充実に努めます。 ○男女共同参画に関する場の提供やネットワーク化を進めます。	特になし	特になし	協働推進課 生涯学習課
3 女性・子ども・高齢者等に対する暴力の根絶				
現状と課題	女性・子ども・高齢者等に対する暴力は、犯罪となりうる重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性に対しては、愛知県女性相談センターに寄せられたドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数が、 <u>2009年度（平成21年度）</u> で面接相談が1,096件、電話相談は1,082件となり、1998年度（平成10年		<u>この基本目標 I にかかる基本方向3「女性・子ども・高齢者等に対する暴力の根絶」のうち取り組むべき施策（2）「女性に対する暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「岩倉市 DV 防止計画」とみなします。</u>  女性・子ども・高齢者等に対する暴力は、犯罪となりうる重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性に対しては、愛知県女性相談センターに寄せられたドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数が、 <u>2015年度（平成27年度）</u> で面接相談が692件、電話相談は859件となり、ピーク時か	福祉課

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

	<p>度)に比べ、面接相談・電話相談ともに著しく増加しています。DVのみならず、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶に取り組んでいかなければなりません。</p> <p>子どもに対しては、2009年(平成21年)1月に制定した「岩倉市子ども条例」では、子どもの権利を尊重し、子どもにやさしいまちになることを宣言しています。今後は、この条例を実効性のあるものとするため、子どもの施策に関する行動計画を策定し、具体的な施策を推進する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>第4期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念である「ささえ合うすこやかな長寿社会」をめざして、同じ地域で暮らす住民同士が、お互いにささえ合う仕組みをつくるために、地域コミュニティを強化し、地域の福祉力を高める必要があります。</p>		<p>らは減少したものの微増傾向がみられ、依然として多くの相談が寄せられています。DV(デートDVを含む)のみならず、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力や人権を侵害する行為の根絶に取り組んでいくため、啓発や相談窓口体制の充実と被害者の自立に向けた支援を行う必要があります。</p> <p>子どもに対しては、2009年(平成21年)1月に施行した「岩倉市子ども条例」では、子どもの権利を尊重し、子どもにやさしいまちになることを宣言しています。この条例を実効性のあるものとするため、平成24年度に策定した「岩倉市子ども行動計画」に基づき、具体的な施策を推進する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念にある「いきいきと暮らせる“役立ち感”に満ちた長寿社会」をめざして、同じ地域で暮らす住民同士が、お互いにささえ合う仕組みをつくるために、地域コミュニティを強化し、地域の福祉力を高める必要があります。</p>	
(1) 暴力の根絶に関する啓発活動の推進	<p>○重大な人権侵害である暴力は許される行為ではないという意識を、地域社会全体で共有するよう、広報・啓発活動に取り組んでいきます。</p>	特になし	特になし	危機管理課
(2) 女性に対する暴力の相談体制の充実	<p>○ドメスティック・バイオレンス(DV)から女性を保護するため、相談窓口の充実を図るとともに、愛知県女性相談センターと協力して早期の保護に努めます。</p>	特になし	<p><b>(2) 女性に対する暴力の根絶</b></p> <p>○ドメスティック・バイオレンス(DV)を防止するため、DV防止の啓発、各種窓口の情報提供を行い、市民の意識の向上と女性への暴力を許さない環境づくりを目指します。</p> <p>(新規追加)</p> <p>○DVから女性を保護するため、相談窓口の充実を図るとともに、愛知県女性相談センターと協力して早期の保護に努めます。</p> <p>○関係機関と連携をし、DV被害者の状況に応じ自立に向けた継続的な支援を行います。</p>	福祉課
(3) 児童虐待の防止・早期発見	<p>○家庭児童相談室と学校、保育園、児童館、保健センター、各種医療機関などが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業※1などを推進し、通報マニュアルを作成して地域ぐるみでの見守りを強化します</p>	特になし	特になし	福祉課
(4) 高齢者虐待の防止・早期発見	<p>○高齢者の虐待を防止するため、広く市民に虐待に関する知識の普及啓発を行うとともに、地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。</p>	特になし	特になし	長寿介護課
<b>4 人権の尊重</b>				
現状と課題	<p>(略)</p> <p>しかしながら、障害者、高齢者や在住外国人など社会的に弱い立場にある人々への様々な差別がまだに残っており、その中の女性にあつては、さらなる差別を受けている現状も見逃せません。ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント</p>		<p>(略)</p> <p>しかしながら、障害者、高齢者や在住外国人など社会的に弱い立場にある人々への様々な差別やLGBTに代表される性的少数者に対する理解が不足している現状があります。ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど</p>	協働推進課

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

	<p>などの暴力の根絶をはじめ、人権を尊重する観点からの総合的な取組も必要となっています。</p> <p>(略)</p> <p>また、市内在住の外国人は年々増加し、過去10年間で3倍ほどになっており、外国人との相互理解を深め、外国人が生活しやすい環境づくりを進める必要があります。</p>		<p>他のハラスメントの根絶をはじめ、人権を尊重する観点からの総合的な取組も必要となっています。</p> <p>(略)</p> <p>また、市内在住の外国人は、リーマンショック以降減少傾向にあるものの人口の約4.3%にあたる2,000人以上が居住しており、外国人との相互理解を深め、外国人が生活しやすい環境づくりを進める必要があります。</p>	
<p>(1) 人権に関する教育・啓発の推進</p>	<p>○幼少期から男女が健全な人間関係を築き、命の尊さ、お互いの性を尊重する教育が浸透するよう啓発活動に努めます。</p> <p>○社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座や認知症サポーター養成講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。</p> <p>○性差や人権に関する相談に対応するため、愛知県の関係機関と連携を図り、的確な情報収集と相談窓口の紹介に努めます。</p>	特になし	<p>(新規追加)</p> <p>○LGBTに代表される性的少数者に関する情報提供や理解を深めるための啓発に努めます。</p>	<p>市民窓口課 福祉課 長寿介護課 学校教育課 子育て推進課 協働推進課</p>
<p>(2) セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進</p>	<p>○雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策として、事業者などが配慮すべき事項の普及啓発に努めます。</p> <p>○学校におけるセクシュアル・ハラスメントの未然防止に努めるとともに、的確な情報収集と相談窓口の紹介に努めます。</p>	特になし	<p>(2) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発</p>	<p>商工農政課 学校教育課</p>
<p>(3) 国際理解と国際交流の推進</p>	<p>○学校教育において人権意識に基づいた国際理解の学習を推進します。</p> <p>○多文化共生社会に向け、外国人との相互理解を図る学習機会の充実に努めます。</p> <p>○広く市民が参加する国際交流に関する講座やイベント、ホームステイ、海外地域への訪問団派遣など、国際交流団体の活動を積極的に支援します。</p> <p>○在住外国人の日常生活上における悩みや問題について対応できるよう、生活環境の整備を図り、「外国人サポート事業」の充実と推進を図り、情報提供や相談など外国人の生活支援に努めます。</p> <p>○市内へ転入する外国人児童生徒が日本の学校や日常生活に適應できるように、学校生活適應指導を実施し、適切な教育活動を受けられるように努めます。</p> <p>○市内の学校に通学する外国人児童生徒の日本語能力が向上するように、日本語指導を実施し日本語教育の充実に努めます。</p>	特になし	<p>(順番の変更・各施策を担当課に割り振るため)</p> <p>○学校教育において人権意識に基づいた国際理解の学習を推進します。</p>	<p>協働推進課 学校教育課</p>
<p>(4) 人権を尊重した表現の推進</p>	<p>○市の広報等を通じて人権についての正しい理解を促すとともに、インターネット上の情報を含め、人権を侵害するような有害情報から女性や青少年を守るための啓発を推進します。</p>	特になし	<p>○市の広報紙等を通じて人権についての正しい理解を促すとともに、インターネット上の情報を含め、人権を侵害するような有害情報から女性や青少年を守るための啓発を推進します。</p>	<p>市民窓口課 生涯学習課 協働推進課</p>

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

基本目標Ⅱ 多様な世帯の安心な暮らしを形成する				
1 多様なニーズに対応した子育ての支援				
施策	現行の内容	総合計画との整合	改訂版の文案（変更部分のみ掲載）	該当する課
現状と課題	子育てに関する施策への要望については、性別による相違はほとんどなく、「子どもを犯罪・交通事故などから守る地域環境の整備」「安心な子どもの遊び場などの整備」「子育てしながら働き続ける環境の整備」への要望が多くなっています。家庭における家事分担など男女がともに助けあうための意識改革をはじめ、子育てを取り巻く環境を整え、地域社会全体で子どもたちを支える取組を進める必要があります。		子育てに関する施策への要望については、性別による相違はほとんどなく、「安心して子どもを遊ばせることができる広場や公園などの整備」「子育てしながら働き続ける環境の整備」「子どもが犯罪、交通事故などから守られる地域環境の整備」「休日保育や一時保育、病児保育など多様な保育サービスの充実」への要望が多くなっています。家庭における家事分担など男女がともに助けあうための意識改革をはじめ、子育てを取り巻く環境を整え、地域社会全体で子どもたちを支える取組を進める必要があります。	子育て支援課
(1) 母子の健康づくりの支援	<p>○母体となる女性の若い頃からの健康の保持増進と心構えが重要であることから、成人式などの機会を活用して、女性の健康づくりに喫煙や飲酒が及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割、女性特有の病気予防などについての啓発に努めます。</p> <p>○妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるように、母子健康手帳交付時に、かかりつけ医による定期的な妊婦健康診査の受診の必要性の指導や、妊娠や子育てに関する知識の情報提供、妊婦の心身面の状況把握や相談支援を行います。</p> <p>○妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止のために、母親教室等を通して妊婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、仲間づくりを支援します。</p> <p>○父親の妊娠への理解と子育てへの参加促進のため、パパママセミナーや子育てに関する講座の開催と内容の充実を図ります。</p>	特になし	<p>○母体となる女性の若い頃からの健康の保持増進と妊娠・子育てへの心構えを育むため、小中学校との連携や成人式などの機会を活用して、女性の健康に喫煙や飲酒が及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割、女性特有の病気予防などについての啓発に努めます。</p>	健康課
(2) 子育て、子育て・親育ち支援	<p>○延長保育や一時保育、病児保育・休日保育など、すでに実施されている保育サービスの充実や、放課後児童健全育成の環境づくりに、引き続き取り組めます。</p> <p>○就学前の子どもたちに関して、教育、保育を総合的に提供していくことが求められていることを受け、幼稚園と保育園の連携を深めるとともに、認定こども園について研究します。</p> <p>○乳幼児を持つ子育て中の親子の交流や育児支援の場として設置している子育て支援センターや、つどいの広場、生涯学習センターの子どもルームなどの、子育て支援施設が連携し、地域の親子の居場所づくりを進めます。</p> <p>○夫婦がともに育児に関わるように、保健センターや子育て支援セン</p>	<p>○要望の高い0歳児保育の定員拡大を図るための小規模保育事業所の開設や、保護者の利便性を高めるための保育園送迎ステーションなど、新たな事業に取り組むとともに、一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に、引き続き努めます。</p> <p>○公立保育園と私立保育園・認定こども園における、保育の適切な利用調整の実施や交流を推進します。</p>	<p>○小規模保育事業所や保育園送迎ステーションなどの事業に取り組むとともに、一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に、引き続き努めます。</p> <p>○公立保育園と私立保育園・認定こども園における、保育の適切な利用調整の実施や交流を推進します。</p>	健康課 子育て支援課 生涯学習課

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

	<p>ターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや育児体験発表会、親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、「子育て・親育ち事業」の推進等により、妊娠や育児、親の役割などの知識の普及に努めていきます。</p> <p>○ファミリー・サポート・センターの周知に努め、会員拡大や子育てボランティアの育成など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。</p>			
			<p>(新規追加)</p> <p>(3) 子どもを守る地域環境の整備</p> <p>○各地域の児童の登下校を見守る活動を支援します。また、「こども 110 番の家」の増設を市民・事業者等の協力を得ながら推進するとともに、不審者情報などの発信に努めます。</p> <p>○幼児の交通安全意識を育てるため交通安全教室を開催するとともに、児童の交通安全を地域ぐるみで見守る活動を育成します。</p>	<p>危機管理課 学校教育課</p>
<p><b>2 高齢者の暮らしの支援</b></p>				
<p>現状と課題</p>	<p>本市の 2010 年(平成 22 年)4 月の高齢者数は 9,553 人、高齢化率は 19.6%となっています。全国平均の高齢化率は 23.0%であり、それに比べて本市は高齢者の割合が低く、比較的若いまちであるといえます。しかし、2012 年(平成 24 年)には団塊の世代の高齢者への仲間入りが始まり、本市においても超高齢社会は目前に迫っています。</p> <p>ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増しており、高齢者の孤独死も発生しています。要介護(支援)認定者の約 5 割が日常生活に支障を来すような認知症状が見られており、<u>高齢者のみの世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。</u>高齢者への悪徳商法による被害も発生していることから、成年後見制度の活用など、高齢者の生活と権利を守るための積極的な取組が求められます。</p> <p>本市では、介護を必要とする高齢者の 77%は在宅で介護を受けており、要介護(支援)認定者は、女性が男性の 2.1 倍となっています。<u>女性は長寿ゆえにひとり暮らしになる可能性が高いなど、高齢女性の介護は重要な課題です。</u></p>		<p>本市の 2015 年(平成 27 年)10 月の高齢者数は 11,458 人、高齢化率は 24.0%となっています。全国平均の高齢化率は 26.7%であり、<u>全国平均と比較すると本市の高齢化率は若干低くなっています。</u>また、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年(平成 37 年)には高齢化率は 27.5%に達すると推計されています。</p> <p>ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増しており、高齢者の孤独死も発生しているほか、<u>老老介護の実態もあります。</u>要介護(要支援)認定者の約 5 割が日常生活に支障を来すような認知症状が見られており、<u>高齢者世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。</u>また、高齢者への詐欺商法による被害も発生していることから、成年後見制度の活用など、高齢者の生活と権利を守るための積極的な取組が求められます。</p> <p>本市では、<u>介護保険サービスを受給している人の 83%が在宅でサービスを利用しており、要介護(要支援)認定者は、女性が男性の 1.9 倍となっています。</u>また、<u>75 歳以上のひとり暮らし世帯のうち 74.5%を女性が占めており、高齢女性の介護は喫緊の課題です。</u></p>	<p>長寿介護課</p>
<p>(1) 高齢者が安心して生活できる環境づくり</p>	<p>○高齢者や認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、「ノーマライゼーション」の理念の普及に努め、ユニバーサルデザインに基づく環境づくりを進めます。</p>	<p>特にないが、一部が総合計画の記述と異なる記述となっている。</p>		<p>長寿介護課</p>

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

	<p>○学校などと連携して子どもが高齢者と交流する機会や、地域における高齢者や認知症に関する講座の開催など学習機会の拡充に努めます。</p> <p>○高齢者の引きこもりを防止し、社会的に孤立させないため、老人憩の家などの活用や、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン活動の支援など、地域における交流の場の充実に努めます。</p> <p>○高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システム、生活支援型給食サービス、ねたきり高齢者への訪問理美容サービスなどをニーズに合わせて見直ししながら充実に図ります。</p> <p>○認知症サポーター養成講座や介護者を支援するための講座開催時など機会をとらえて、高齢者の暮らしを支える介護について、地域の男女がともに考え行動する機運を高めます。</p>		<p>○高齢者の引きこもりを防止し、社会的に孤立させないため、<u>さくらの家や南部老人憩の家</u>などの活用や、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン活動や<u>認知症カフェ</u>の支援など、地域における交流の場の充実に努めます。</p>	
<p>(2) 高齢者を支える体制の充実と権利擁護</p>	<p>○<u>高齢者の総合的な相談・支援を担う組織として、地域包括支援センターの職員体制の充実に努め、一層の機能強化に努めます。</u></p> <p>○高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度※1や日常生活自立支援事業※2の周知・啓発、利用促進を図ります。</p> <p>○在宅介護の負担を軽減するため、介護保険サービスなどの充実に努めます。</p> <p>○<u>介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉の関係者が連携したネットワークの整備に取り組みます。</u></p> <p>○高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。</p> <p>○支援が必要な高齢者の情報を、市や地域包括支援センターなどの関係機関に迅速に伝わるシステムを構築します。</p>	<p>○<u>高齢者の総合的な相談・支援を担う地域包括支援センターについては、2か所目となる地域包括支援センターを新たに設置し、一層の体制・機能強化を図ります。</u></p> <p>○<u>介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議等により保健・医療・福祉・介護など関係者の連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。</u></p>	<p>○<u>市内に2か所設置した地域包括支援センターの周知・機能強化に努め、高齢者の総合的な相談・支援の充実に努めます。</u></p> <p>○<u>介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議等により保健・医療・福祉・介護など関係者の連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。</u></p>	<p>長寿介護課</p>
<p><b>3 生涯を通じた男女の健康づくりの支援</b></p>				
<p>(1) 性差を踏まえた健康づくり</p>	<p>○男女の身体的性差や生活習慣の違いなどから、その性差に応じた健康づくりを支援し、その理解のための情報収集や情報提供に努めます。</p> <p>○女性特有の疾病として特に乳がん・子宮頸がんについては、予防・早期発見のためにがん検診の定員枠の拡大を図るとともに、若い世代へのがん検診の必要性の周知や受診勧奨、さらにはがん予防の啓発に努めます。</p>	<p>特になし</p>		<p>健康課</p>
<p>(2) 不妊治療対策の推進</p>	<p>○子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的不安を軽減するために、一般不妊治療費の助成を継続します。</p>	<p>特になし</p>		<p>健康課</p>

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

<p>(3) 性感染症対策や性教育の推進</p>	<p>○性感染症や人工妊娠中絶は、母体に深刻な影響を及ぼすため、性感染症や望まない妊娠を予防するために思春期からの性教育を実施し、検査や相談を受けやすい環境づくりに努めます。</p>			<p>健康課 学校教育課</p>
<p>(4) 成人の健康づくりの支援</p>	<p>○市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、広報紙__や地区ごとに開催する健康教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実に努めます。特に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。</p> <p>○<u>がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、検診の定員枠の拡大や、若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進します。</u></p> <p>○生活習慣病やその予備群の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組むための個別相談・個別健康教育等の充実に努めます。また、<u>妊婦や乳幼児健康診査時等の機会をとらえ、若い世代からの歯周病予防などの啓発・推進を図ります。</u></p> <p>○市民の健康づくりや健康的な食生活への取組を推進するため、保健推進員や食生活改善推進員とともに活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動を支援します。また、老人クラブや民生委員・児童委員等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり事業を推進します。</p> <p>○こころの健康を保つことができるよう、また、こころに問題を抱える人への理解が深まるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性など、こころの健康に関する知識の普及啓発を推進します。また、過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。</p>	<p>○がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、<u>がん検診の定員枠の拡大、医療機関での個別検診の実施</u>や若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、<u>糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進</u>します。</p>	<p>○市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、<u>広報紙・ホームページ</u>や地区ごとに開催する健康教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実に努めます。特に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。</p> <p>○がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、<u>がん検診の定員枠の拡大、医療機関での個別検診の実施</u>や若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、<u>糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進</u>します。</p> <p>○生活習慣病やその予備群の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組むための個別相談・個別健康教育等の充実に努めます。また、<u>喫煙や受動喫煙、飲酒が健康に及ぼす影響を啓発し、予防対策を推進</u>します。</p>	<p>健康課</p>
<p>(5) 高齢者の健康・生きがいづくりの推進</p>	<p>○高齢者の地域社会参加や生きがい活動を推進するため、生涯学習やスポーツ活動への参加機会の提供や、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。また、老人クラブの活動を支援し、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。</p> <p>○<u>高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー人材センターの運営を支援</u>します。また、<u>就労を希望する高齢者に就労機会を提供するために、ハローワークなど関係機関との連携</u>を図ります。</p> <p>○いつまでも健康で元気に暮らせるようにするため、早期からの介護</p>	<p>○高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、<u>シルバー人材センターの運営を支援</u>します。また、<u>就労を希望する高齢者に情報を提供</u>するために、ハローワークなど関係機関と<u>連携し、パンフレット等を窓口</u>に設置するなど情報提供</p>	<p>○高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、<u>シルバー人材センターの運営を支援</u>します。また、<u>就労を希望する高齢者に情報を提供</u>するために、ハローワークなど関係機関と<u>連携し、パンフレット等を窓口</u>に設置するなど情報提供に努めます。</p>	<p>長寿介護課 商工農政課 生涯学習課 健康課</p>



岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

	<p>予防の意識啓発と介護予防教室の開催、「ウォーキング事業」の充実など、総合的な高齢者・中高年の健康づくりを推進します。また、65歳節目歯科健康診査時には、歯周病予防とともに介護予防のための支援を推進します。</p>	<p>に努めます。</p>		
<p>(6) スポーツ活動の充実</p>	<p>○多様化するスポーツ需要に対応するため、<u>体育指導員や初心者</u>が取り組みやすいニュースポーツなどの指導者の養成と確保に努めます。また、安心して安全に運動に取り組めるように、相談、指導などができる専門スタッフの確保に努めます。</p>	<p>特になし</p>	<p>○多様化するスポーツ需要に対応するため、スポーツ推進委員の確保と初心者取り組みやすいニュースポーツなどの指導者の養成に努めます。また、安心して安全に運動に取り組めるように、相談、指導などができる専門スタッフの確保に努めます。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p><b>4 様々な家庭への支援体制の整備</b></p>				
<p>(1) ひとり親家庭への支援の充実</p>	<p>○ひとり親家庭の自立の促進を図るため、<u>母子自立支援員</u>による就労相談や貸付制度の紹介などの相談体制を強化するとともに、<u>日常生活支援事業</u>を通して、きめの細かい支援を実施します。</p> <p>○遺児手当、児童扶養手当の支給もれがないよう周知に努めます。</p> <p>○自立した生活をおくるために、技能習得資金、住宅資金等の母子・寡婦福祉資金の貸付制度の周知に努めます。</p>	<p>○父子家庭を含むひとり親家庭の自立の促進を図るため、就労相談や貸付制度の紹介などの相談、<u>情報提供体制</u>を強化するとともに、<u>日常生活支援事業</u>を通して、きめの細かい支援を実施します。</p>	<p>○父子家庭を含むひとり親家庭の自立の促進を図るため、<u>母子父子自立支援員</u>による就労相談や貸付制度の紹介などの相談、<u>各種支援制度</u>などの情報提供を的確に行い、<u>それぞれの家庭の事情に合わせて</u>、きめの細かい支援を実施します。</p> <p>(新規)</p> <p>○<u>生活に困窮している人の早期の生活再生</u>を図るため、<u>生活困窮者自立支援相談室</u>にて、相談者に合わせた支援を実施します。</p>	<p>子育て支援課 福祉課</p>
<p>(2) 障害者の生活安定と自立支援</p>	<p>○<u>身体・知的・精神それぞれの障害の相談</u>に対応できるように、<u>相談支援体制の充実</u>を図るとともに、<u>関係機関との連携</u>を強化し、<u>適切な相談支援</u>を実施します。</p> <p>○障害者が安心して地域での生活を送ることができるよう、サービス提供事業者への支援や在宅福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障害者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障害者の支援に努めます。</p> <p>○ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障害者雇用に対する理解促進に努めます。</p> <p>○<u>障害者が気軽に外出できるよう、道路や施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン</u>を取り入れた施設の整備を推進します。</p>	<p>○<u>身体・知的・精神それぞれの障害の相談</u>に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、<u>関係機関との連携</u>を強化し、<u>適切な相談支援</u>を実施します。</p>	<p>○<u>身近な地域で障害者の相談</u>に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、<u>関係機関との連携</u>を強化し、<u>適切な相談支援</u>を実施します。</p> <p>○<u>障害者を含むすべての人が気軽に外出できるよう、道路や歩道のバリアフリー化やユニバーサルデザイン</u>を取り入れた施設の整備を推進します。</p>	<p>福祉課 商工農政課 都市整備課 維持管理課 (施設は所管課)</p>

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する				
1 多様な働き方の普及と就業能力の形成				
施策	現行の内容	総合計画との整合	改訂版の文案（変更部分のみ掲載）	該当する課
現状と課題	我が国では、1997年（平成9年）に共働き世帯が過半数を占めるようになり、本市においても、 <u>2005年（平成17年）</u> の国勢調査で共働き世帯数が <u>5,442</u> 世帯と、夫のみが働いている世帯数 <u>3,935</u> 世帯の約1.4倍となっています。		我が国では、1997年（平成9年）に共働き世帯が過半数を占めるようになり、本市においても、 <u>2010年（平成22年）</u> の国勢調査で共働き世帯数が <u>5,114</u> 世帯と、夫のみが働いている世帯数 <u>3,601</u> 世帯の約1.4倍となっています。	
(1) 雇用対策の充実、就業・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性にとって働きやすいフレキシブルな労働環境の整備を促すとともに、結婚・出産・育児等の理由で退職した女性が、それまでの経験を生かして再び働くことができるような支援に努めます。</li> <li>○ハローワークなどの関係機関と協力し、若年者や離職者等への就職相談の実施、職業紹介等の情報提供の充実を図ります。また、失業者等の職業能力開発を支援するとともに、<u>市内の既存事業所における雇用奨励のための支援・優遇措置の周知や就職の機会均等を確保するための啓発に努めます。</u></li> <li>○離職して厳しい生活環境に置かれている市民、<u>とりわけ女性</u>に対して、雇用や住宅など生活全般にわたって支援します。</li> <li>○関係機関と連携し、女性の起業の支援に努めます。</li> </ul>	特になし	<p><u>女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ハローワークなどの関係機関と協力し、若年者や離職者等への就職相談の実施、職業紹介等の情報提供の充実を図ります。また、失業者等の職業能力開発を支援するとともに、就職の機会均等を確保するための啓発に努めます。 (順番の変更・各施策を担当課に割り振るため)</li> <li>○関係機関と連携し、女性の起業の支援に努めます。</li> <li>○離職して厳しい生活環境に置かれている市民に__対して、雇用や住宅など生活全般にわたって支援します。 (新規追加)</li> <li>○<u>女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に掲げた取組を推進します。</u></li> </ul>	福祉課 商工農政課 全課
(2) 人材育成・能力開発の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに事業やNPOを起こす人を支援するため、起業家セミナー等を実施します。</li> <li>○男女ともに希望する職業や地位に就けるよう、能力開発のための様々な学習の機会や場の提供を図ります。</li> </ul>	特になし	<p><u>女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに事業やNPO法人を起こす人を支援するため、起業家セミナー等を実施します。</li> </ul>	協働推進課 商工農政課
2 男女の均等な雇用機会と待遇の確保				
現状と課題	(略) これは、結婚・出産等を期に仕事からいったん離れ、その後再び就業する現実を反映しています。本市、愛知県ともに、 <u>2005年（平成17年）</u> の就業率の落ち込みは1995年（平成7年）に比べて少なくなっていますが、女性の未婚者・晩婚者の増加もその一因として挙げられます。		(略) これは、結婚・出産等を機に仕事からいったん離れ、その後再び就業する現実を反映しています。本市、愛知県ともに、 <u>2010年（平成22年）</u> の就業率の落ち込みは1995年（平成7年）に比べて少なくなっていますが、女性の未婚者・晩婚者の増加もその一因として挙げられます。	
(1) 労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女雇用機会均等法や育児・介護休業等に関する制度等の周知と普及啓発を進めます。</li> <li>○労働時間短縮や労働安全衛生等の労働条件の向上など、適正な雇用・労働環境の整備推進の啓発に努めます。</li> <li>○正規・非正規雇用にかかわらず、同一労働同一賃金システムの啓発に努めます。</li> </ul>	特になし	<u>女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け</u>	商工農政課
(2) 女性の就業環境改善に向けた普及・啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市の事業所として市役所が率先して<u>女性</u>の採用、登用、職域の拡大に努めます。また、男女格差の是正、女性の就業機会の拡大に向けて、男女ともに働きやすい職場環境づくりについて広く啓発します。</li> <li>○保育・保健業務などにおいて、女性の職場という意識にとらわれず、男性有資格者の採用の拡大に努めます。</li> <li>○女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場環境づくりに向け、事業所等への啓発を行います。</li> </ul>	特になし	<p><u>女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本市の事業所として市役所が率先して<u>男女平等</u>な採用、登用、職域の拡大に努めます。また、男女格差の是正、女性の就業機会の拡大に向けて、男女ともに働きやすい職場環境づくりについて広く啓発します。</li> </ul>	秘書企画課 商工農政課

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

	<p>○女性が多く就労している介護分野において、給与水準の向上など、雇用環境の改善を促します。</p> <p>○女性の農業従事者が適正な報酬を得られるよう、家族経営協定の普及を図ります。</p>			
<b>3 仕事と家庭が両立できる環境の整備</b>				
	<p>また、近年、女性の育児休業取得率は <u>85%～90%</u>と高くなりましたが、男性の育児休業取得率は、<u>2%</u>を下回っており、依然として低い水準にとどまっています。本市においても、男性の育児休業取得の促進をさらに図っていく必要があります。</p>		<p>また、近年、女性の育児休業取得率は <u>80%以上</u>で推移していますが、男性の育児休業取得率は依然として低く、<u>3%</u>に満たない水準にとどまっています。本市においても、男性の育児休業取得の促進をさらに図っていく必要があります。</p>	
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及	<p>○ワーク・ライフ・バランスの必要性和メリットが、性別や世代に関わりなく、あらゆる立場の人に普及するよう、行政と市民が一体となって啓発活動に努めます。</p> <p>○愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録、ワーク・ライフ・バランス賛同企業など、企業イメージを向上するための制度の周知を図る中で、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めます。</p>	特になし	女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け	<p>協働推進課</p> <p>商工農政課</p> <p>生涯学習課</p>
(2) 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進	<p>○家庭において男女がともに家事・育児や介護・看護を担うことができるよう、特に男性を対象にした講座やイベントを開催することにより、育児休業制度や介護・看護休業制度の普及のための啓発に努めます。</p> <p>○地域活動への女性リーダーの登用、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参画促進に努めます。</p> <p>○ホームページに情報を掲載するなど、情報提供に努め、育児・介護などについて学習できる機会を増やします。</p>	特になし	女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け	<p>協働推進課</p> <p>生涯学習課</p>
(3) 両立を支える支援の充実	<p>○働く男女が仕事と家事・育児、介護・看護などを両立できるよう、保育・介護サービスの充実と周知を図ります。</p> <p>○働く男女の家庭や職場などの様々な不安や悩みに対応するため、相談事業を充実し、支援に努めます。</p> <p>○働く男女のグループづくりとネットワークづくりを支援するため、情報交換や交流の場を提供します。</p>	特になし	女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け	<p>長寿介護課</p> <p>健康課</p> <p>商工農政課</p> <p>子育て支援課</p>

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

基本目標Ⅳ 男女がともに参画する地域社会を形成する				
1 政策や方針決定の場への参画の促進				
施策	現行の内容	総合計画との整合	改訂版の文案（変更部分のみ掲載）	該当する課
現状と課題	本市における審議会等への女性参画の状況は、 <u>県内市町村の中で上位に位置してはいますが、女性比率が十分高いとは言いがたく、また、女性が含まれていない行政委員会もあります。</u> 今後とも、女性委員の登用向上と、女性が含まれていない行政委員会などの解消のために、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進していく必要があります。	特になし	本市における審議会等への女性参画の状況は、女性比率が十分高いとは言いがたく、また、女性が含まれていない行政委員会もあります。 <u>2016年（平成28年）に施行された岩倉市市民参加条例では、審議会等に多様な人材が参加できるよう公募や市民委員登録についても盛り込みました。</u> 今後とも、女性委員の登用向上と、女性が含まれていない行政委員会などの解消のために、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進していく必要があります。	協働推進課
(1) 審議会などへの女性の参画の拡大	○女性の声を市政に反映させるため、市の様々な審議会や行政委員会などへの女性委員の登用率を向上させます。また、女性が含まれていない行政委員会などの解消に努めます。 ○女性の声を一層市政に反映するため、様々な懇談会やモニター制度への女性の積極的な参画を促進します。	特になし	<u>女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け</u>	生涯学習課 協働推進課
(2) 女性の人材育成と能力開発	○政策・方針決定過程で参画する女性の人材を育成するため、講座や研修などを通して能力開発などの機会を提供します。 ○参画意欲のある女性や女性団体のネットワークづくりを支援し、情報交換の場を提供します。	特になし	<u>女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け</u>	秘書企画課 協働推進課
(3) 市職員の能力の活用と職場環境の整備	○本市の事業所として市役所が率先して仕事と子育ての両立など、男女がともに働きやすい環境の整備を図っていきます。 ○本市職員が、男女ともに特定の分野に偏らず、幅広い分野の職務を経験するよう、職域の拡大を図るとともに、女性職員の地位向上につながる研修の充実を図ります。 ○本市女性職員の意見が行政の幅広い分野に活かされるよう努めるとともに、能力の活用を一層図っていきます。	特になし	<u>女性活躍推進法に基づく推進計画の位置付け</u> (新規追加) ○女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に掲げた取組を推進します。(次ページ参照) →「 <u>岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の目標と取組</u> 」を追加 <b>■女性職員の活躍の推進に向けた目標</b> <u>平成32年度を行動計画の達成時期とし、次の目標を設定します。</u> ① <u>育児休業を取得する男性職員を1人以上にします。</u> ② <u>統括主査以上の女性職員の割合を、*35.9%から40.0%以上に引き上げます。</u> ③ <u>管理的地位にある職員に占める女性割合を、*27.3%から30.0%以上に引き上げます。</u> (*は平成27年度実績値) <b>■達成するための取組と実施時期</b> <u>数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。なお、この取組は、各部局における共通した取組として位置付け、平成28年度より実施します。</u> ① <u>各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇等）に関する情報をまとめ、制度の利用促進を図ります。</u> ② <u>男性の育児休業取得促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修等を実施します。</u>	秘書企画課

岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

			<p>③仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報します。</p> <p>④女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。</p> <p>⑤女性職員を対象とする外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）へ積極的に派遣します。</p>	
<b>2 地域社会への参画の促進</b>				
現状と課題	<p>(略)</p> <p>__男性も女性も主体的に市民活動に参画できるよう支援を継続し、NPO法人等の市民活動組織の養成や公益的な活動への助成などを行う必要があります。</p> <p>愛知県の調査によると、地域活動への参加経験は女性の方が高くなっています。地域活動への参加経験について男女別で参加の割合が多いのは、男性は「町内会や自治会」、女性は「PTAや子ども会」と偏りがみられ、特に「PTAや子ども会」への参加は男性が低くなっています。市民団体や事業者等も含めた市民と行政が、お互いの責任と役割を担いながら協働によるまちづくりを進めていくことは今後ますます重要であり、それぞれの地域活動において、男女別の偏りの改善を図りつつ男女共同参画を推進していく必要があります。__</p>		<p>(略)</p> <p>2012年（平成24年度）から市民活動助成金制度を創設し、公益的な活動に取り組む団体の財政面での支援に取り組んでいます。今後、男性も女性も主体的に市民活動に参画できるよう支援を継続し、NPO法人等の市民活動組織の養成に力を入れていく必要があります。さらに2013年（平成25年）には、本市のまちづくりのルールとなる自治基本条例を施行し、2016年（平成28年）には、市民参加条例を施行しました。よりいっそう市民との協働によるまちづくりの推進を図っていくことが必要になっています。</p> <p>愛知県の調査によると、地域活動への参加経験について、女性は廃品回収やPTA活動などの参加が高くなっています。男性は防火・防犯活動や自治会に参加する割合が比較的高いといえます。一見して差がないように見えますが、男性は参加したことがなかったり、わからないという回答も多く、実態として地域活動は女性の下支えがあってこそ回っていることが垣間見えます。それぞれの地域活動において、男女別の偏りの改善を図りつつ男女共同参画を推進していく必要があります。市民団体や事業者等も含めた市民と行政が、お互いの責任と役割を担いながら協働によるまちづくりを進めていくことは今後ますます重要になります。</p>	協働推進課
(1) 市民活動・市民協働の活性化	<p>○これまで女性が下支えしながら男性中心に行われてきた地域事業や活動に対し、男女対等な参画を促進し、それぞれが責任を自覚し、共同参画していく気運を高めます。</p> <p>○PTAや子ども会などの活動に父親も母親もともに参画し、地域活動の輪を広げたいけるよう支援します。</p> <p>○子どもの健やかな成長を図るため、男女の別や年齢層の別を問わない地域ぐるみで子どもを見守り、子育てを支援する環境を整えます。</p>	特になし	特になし	協働推進課 学校教育課 子育て支援課
(2) 地域コミュニティ活動の充実・支援	<p>○地域コミュニティ活動の中心的役割を果たす行政区等や、民生委員・児童委員協議会等の育成と活動の支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブ、NPO法人、ボランティア団体など、地域で活動する団体において男女がともに活発に活動できるよう支援します。</p>	特になし	特になし	協働推進課 福祉課 子育て支援課 長寿介護 生涯学習課
<b>3 地域ネットワークによる地域活動環境づくり</b>				
(1) 地域リーダーの育成	<p>○地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域コミュニティのリーダーとなる女性の人材育成を進めます。</p>	特になし	特になし	危機管理課
(2) 地域リーダーのネットワーク	<p>○各地域が抱える課題などを情報交換する場を設けるなどし、地域リーダーのネットワークづくりを図ります。</p>	特になし	特になし	協働推進課

## 岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020改訂資料

クづくり				
(3) 子どもや若者の育成支援のためのネットワークづくり	○ニート、ひきこもり、不登校など困難を抱える子ども・若者の支援を行うための広域的なネットワークづくりに参加します。	特になし	○ニート、ひきこもり、不登校など困難を抱える子ども・若者の支援を行うための広域的なネットワークづくりに努めます。	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課 福祉課 健康課 商工農政課
(4) 防犯・防災活動や福祉・保健活動への参画の促進	○地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成・支援の充実と、男女の多様な視点や能力がこれらの活動に反映されるよう努めます。 ○男女共同の市民参加により地域コミュニティ運用マニュアルを作成するなど、市民のコミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ組織への加入促進の支援に努めます。	特になし	○男女共同の市民参加により地域コミュニティ運用マニュアルを作成するなど、市民のコミュニティ意識の醸成と行政区等への加入促進の支援に努めます。	危機管理課 消防本部 健康課 福祉課 協働推進課
(5) 環境活動への参画の促進	○地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの環境に関する課題は、日常生活に密接にかかわっており、女性の視点や能力を地域からの環境活動に十分に生かすことができるように支援するとともに、啓発活動に努めます。	特になし	特になし	環境保全課

計画の推進		
タイトル	現行の内容	改訂版の文案（変更部分のみ掲載）
7計画の推進	<p>(略)</p> <p>そこで、本計画の進行管理にあたっては、市民、学識者及び行政職員等で組織する「岩倉市男女共同参画懇話会」を設置し、本計画で位置づけた施策を推進していくための協議や、事業の進捗状況についての評価を行います。</p> <p>また、男女共同参画のための施策の進捗状況を把握し、「岩倉市男女共同参画懇話会」の評価や意見を得て、計画の推進に反映していく上で庁内関係各課の協力と連携が必要です。このため、男女共同参画行政施策に関する調査・研究や庁内関係各課の連絡・調整を行う「岩倉市男女共同参画行政推進会議」を運営していきます。</p> <p>「岩倉市男女共同参画懇話会」と「岩倉市男女共同参画行政推進会議」により、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行い、男女共同参画社会の実現に向けた本市の計画的な取組を進めます。また、この取組の中で、すべての市職員が男女共同参画の視点を正しく理解し、各種の施策に反映できるよう意識改革のための啓発に努めます。</p>	<p>(略)</p> <p>本計画の進行管理にあたっては、市民、学識者及び行政職員等で組織する「岩倉市男女共同参画懇話会」により、本計画で位置づけた施策を推進していくための協議や、事業の進捗状況についての評価を行っています。</p> <p>また、男女共同参画のための施策の進捗状況を把握し、「岩倉市男女共同参画懇話会」の評価や意見を得て、計画の推進に反映していく上で庁内関係各課の協力と連携が必要です。このため、男女共同参画行政施策に関する調査・研究や庁内関係各課の連絡・調整を行う「岩倉市男女共同参画行政推進会議」を運営しているところです。</p> <p>今後引き続き、「岩倉市男女共同参画懇話会」と「岩倉市男女共同参画行政推進会議」により、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行い、男女共同参画社会の実現に向けた本市の計画的な取組を進めます。また、この取組の中で、すべての市職員が男女共同参画の視点を正しく理解し、各種の施策に反映できるよう意識改革のための啓発に努めます。</p>